

売買取引の方法・決済の方法の公表＜法第13条第5項第4号＞			
■ 売買取引の方法			
	取扱品目	売買取引方法	備考
1	野菜、果実及びこれらの加工品	せり売または相対取引	業務条例第27条の2
2	生鮮水産物及びその加工品	せり売または相対取引	業務条例第27条の2
■ 決済の方法			
	取引参加者	決済方法	備考
1	卸売業者一出荷者	卸売をした日から起算して3営業日までに支払い	業務条例第45条
2	卸売業者一買受人	卸売業者から買受物品の引渡しを受けた日から起算して4営業日までに支払い	業務条例第49条
3	その他の取引	取引参加者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに支払い	業務条例第50条の2